ともにつくろう　みんなの夢大地

さらべつ議会

平成30年８月10日　発行／更別村議会　編集／議会運営委員会

165

高畠町議会視察　６月18日～20日、山形県高畠町で全議員による先進地調査を行いました。熱中小学校事業の取組について調査しました。

第２回定例会……２
６千７０３万１千円を追加
一般会計補正予算を可決

意見書を提出……３
国に対して意見書を提出しました

第２回臨時会……４

審議結果……４

一般質問……５
５人の議員が５項目について質問

委員会レポート……11

先進地調査……11

議会日誌……12

第２回定例会

ジャガイモシストセンチュウ対策事業助成金10,000千円
畑作構造転換事業助成金42,060千円などを追加

一般会計補正予算を可決

第２回定例会は、６月４日から８日までの５日間の会期で行われました。開会日の４日は、報告１件、人事案件１件、条例の改正５件、計画の変更等２件、一般会計ほか３特別会計補正予算が審議されました。７日は、追加で提出された報告１件、一般会計補正予算１件と意見書案５件の審議が行われた後、５人の議員が５項目について一般質問を行い、理事者の見解を質しました。提案された議案等はそれぞれ可決され、会期を１日残し、閉会しました。

◎６月４日審議分

報告

▼平成29年度一般会計繰越明許費

農業振興補助金等で７千５４７万４千円を平成30年度に繰り越すものです。

任命同意

▼固定資産評価審査委員会委員の任命同意

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定する固定資産評価審査委員会委員について、次の方の任命に同意しました。

錦町　林　芳博　氏

条例の改正

▼国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定

国民健康保険税を国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用等に充てることについて新たに規定するなどの改正を行うものです。

▼介護保険条例の一部を改正する条例制定

介護保険法施行令の改正に伴い、関係する条文を改めるものです。

▼指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い関係する条文を改めるものです。

▼指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い関係する条文を改めるものです。

▼指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い関係する条文を改めるものです。

計画の変更

▼過疎地域自立促進市町村計画変更

除雪機械更新事業、歯科診療所改修事業及びコミュニティプール改修事業の実施に伴い計画を変更するものです。

請負契約の締結

▼曙団地公営住宅建替事業（28号棟）工事（建築主体工事）工事請負契約締結

予定価格５千万円以上の契約に関し、議会の議決を必要とするものです。

契約額は６千９１２万円です。

建替が進む曙団地公営住宅

補正予算

▼一般会計補正予算（第1号）

主には、庁舎補修工事費、畑作構造転換事業助成金、ジャガイモシストセンチュウ対策事業助成金等の増額で、6千703万1千円の追加補正を行い、総額45億7千733万9千円となるものです。

▼介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

［事業勘定］

主には、介護予防事業委託料の増額で43万2千円の追加補正を行い、総額3億4千223万8千円となるものです。

▼簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

主には、職員の異動に伴う人件費の増額で14万1千円の追加補正を行い、総額1億5千921万2千円となるものです。

▼公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

主には、職員の異動に伴う人件費の減額で50万6千円の減額補正を行い、総額2億8千27万3千円となるものです。

◎6月7日審議分

報告

▼平成29年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告

株式会社さらべつ産業振興公社事業の収支について約441万6千円の黒字と報告がされました。

補正予算

▼一般会計補正予算（第2号）

主には、村有地買戻費の増額で、207万円の追加補正を行い、総額45億7千940万9千円となるものです。

詳しくは会議録で

会議の詳しい内容は会議録をご覧ください。会議録は議会事務局で閲覧できます。また、村のホームページでもご覧いただけます。

意見書　国に対して意見書を提出しました

2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書

2019年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすよう求めるものです。

（提出者）安村　敏博
（賛成者）太田　綱基、髙木　修一、織田　忠司
上田　幸彦、村瀬　泰伸、本多　芳宏

「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率１／２への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書

国において義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率１／２への復元などを実現するよう求めるものです。

（提出者）髙木　修一　（賛成者）本多　芳宏

2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

2018年度の北海道最低賃金の改正にあたり、「雇用戦略対話合意」などを十分尊重し、経済の自立的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げることなどを求めるものです。

（提出者）太田　綱基
（賛成者）安村　敏博、髙木　修一、織田　忠司
上田　幸彦、村瀬　泰伸、本多　芳宏

教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める意見書

教育職員の長時間労働解消に向け、実態と乖離している「給特法」の廃止を含めた見直しを行うよう求めるものです。

（提出者）上田　幸彦
（賛成者）安村　敏博、髙木　修一、村瀬　泰伸
本多　芳宏

ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書

地域公共交通の重要性や地域の取り組み状況に鑑み、一部の地域において実施されている高齢者等の交通手段に配慮した特例制度を堅持しつつ、さらなるライドシェアの推進については、慎重な審議を行うよう求めるものです。

（提出者）本多　芳宏　（賛成者）髙木　修一

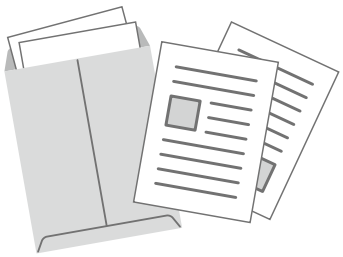

第2回臨時会

第2回臨時会が、5月7日に行われました。提案された議案はそれぞれ可決されました。

▼教育長の選任同意

教育長として、次の方の選任に同意しました。

柏町　荻原　正氏

▼税条例の一部を改正する条例制定

地方税法等の改正に伴い、障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する個人村民税の非課税措置に係る所得要件を引き上げるなどの改正を行うものです。

▼学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定

学校給食センター運営委員会委員の人数を9人以内から10人以内に改めるものです。

▼大型除雪車の買入

予定価格700万円以上の動産の買入に関し、議会の議決を必要とするものです。

契約額は4千563万円です。

第2回定例会　審議した議案と各議員の賛否

※松橋昌和議長は採決には加わりません。

種類	件名	安村敏博	太田綱基	髙木修一	織田忠司	上田幸彦	村瀬泰伸	本多芳宏	審議結果
報告	平成29年度一般会計繰越明許費の件	－	－	－	－	－	－	－	報告済
報告	平成29年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件	－	－	－	－	－	－	－	報告済
議案	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件	○	○	○	○	○	○	○	同意議決
議案	国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案	介護保険条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案	過疎地域自立促進市町村計画変更の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案	曙団地公営住宅建替事業（28号棟）工事（建築主体工事）工事請負契約締結の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案	平成30年度更別村一般会計補正予算（第１号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案	平成30年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第１号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案	平成30年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案	平成30年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案	平成30年度更別村一般会計補正予算（第２号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
意見書	2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
意見書	「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
意見書	2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
意見書	教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める意見書の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
意見書	ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

第2回臨時会　審議した議案と各議員の賛否

※松橋昌和議長は採決には加わりません。

種類	件名	安村敏博	太田綱基	髙木修一	織田忠司	上田幸彦	村瀬泰伸	本多芳宏	審議結果
議案	教育長の選任につき同意を求める件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案	税条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案	学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案	動産の買入の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

一般質問とは、議員個人が村の事務の執行状況や将来に対する考え方などの報告や説明を村長などに求め、村が村民のための適切な村政運営を進めているかを議員がチェックするものです。質問は、議案とは関係なく村政全般について認められます。更別村議会では、効率的な議会運営を目的に、質問する議員があらかじめ議長に質問の趣旨などを知らせる「通告制」を採用し、議員はその内容に添って質問します。また、質問の方式は、一問一答方式で、１項目ごとに質問と答弁を行います。質問時間は質問と答弁を合わせて１人90分以内、質問回数は１項目３回までとしています。できるだけ多くの方に傍聴していただきたいので、一般質問はなるべくナイター議会で行うようにしています。

ページ	質　問　事　項	質問議員
6	村づくりの専門職、役場職員の期待される職員像は、正しい人事評価が重要	村　瀬　泰　伸
7	登下校の防犯対策	本　多　芳　宏
8	既存事務事業の点検評価と第４次行政改革大綱の策定について	上　田　幸　彦
9	農業の課題と振興対策について	織　田　忠　司
10	「旧試験圃」跡地一帯の再活用のための新たな条例制定の必要性について	安　村　敏　博

村づくりの専門職、役場職員の期待される職員像は、正しい人事評価が重要。

村長――給与反映に耐えうる制度として内容の見直しに向けた検討が必要と考える

村瀬議員

村瀬議員 私は、相互推進型の協働の社会を目指し、村づくりの合意形成は住民参画が基本であると考え、議員としての課題でありました。その中で色々な提案をして、唯一総合計画策定時にワークショップが行われたが、これだけでは従前と変わらず協働の社会に結びついてはいない。ある時突然、今までの行政サービスが出来ず負担等が増しますでは、困るのは住民です。

現状維持では停滞する。体制を変えない要因はどこに、職員の意識は従前同様である。

村づくりでいくつかの質問をしたが、村長は現状の中で十分出来ている認識この先10年の村政執行方法も従前と変わらないので、役場職員の力量に任せる他はない。就任4年目を向かえて、特に管理職の人事評価の認識や重要性について、以下の質問をします。

①目標設定に、課題を上司から提示をする事が必要。その指示項目がいくつあるか。直接的で明確である課題の解決を課全体で取り組める。また職員の意識改革にも繋がる。

②更別版ＣＣＲＣ事業は横断的な課の業務、各課の目標設定はどの様にして成されたか。①に繋がるが、この事業の成否は課の連携如何に大きく関わる。既に各課の十分な協議や調整等が行われ目標設定されていると思うが、共通する課は何課あるのか。

③人事評価制度の総合評価の結果の勤務成績評価は、給与に反映する時期ではないか。人事管理で等級毎の職員数は。ラスパイレスが１００を超え管内上位、その要因は。総合評価Ｂ以上Ｄ以下は何名か。制度は期待される職員必要とされる姿勢として、それに向かっている職員の評価を行い給与に反映する事は、日常的にモチベーションを高め、行政のプランナーである職員の意識向上に繋がる。また、村内配布の組織機構図から、村長就任時管理職25名から今年度30名になっている等、ラスパイレスを高めているのではないか。人事評価の目的に適正な人事管理に活用とあり。正しい評価をして、全体の給与等に反映をする時期では。

問題は、村民の不利益となることが突然にやってきて、その説明が遅いと言っても後戻り出来ません。大方の役場の職員、管理職・特別職は当然ながら現状の財政下で、今までの様な行政サービスがつづかない事を承知している筈です。一歩を踏み出さないのは特別職なのか、正しい人事評価をしていない事に繋がっているのではないか。お金を掛けないで汗をかく、日常的にコミュニケーションや議論をする事が基本で最も重要と考えます。村長の考えをお伺いします。

村　長 一つ目の質問ですが、目標設定の数は課長職が５項目、補佐職が４項目、係長職が３項目と定めてあります。最初の副村長等による面談で確認・指導を行っており、目標設定の課題を提示しているものと考えております。

２つ目の質問ですが、主に関わる課は、５つの課でございますが、その内、目標設定した課長職については２名でございます。

目標の設定がなくても、ＣＣＲＣ事業はその重要性を踏まえ、各課の連携により業務を進めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

三つ目の質問につきましては、地方公務員法の一部改正により、平成28年４月から地方公共団体において人事評価制度の導入が義務とされたところであり、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとされました。しかし、現在の人事評価制度が給与等への反映を想定したものではないことから、今後、給与等への反映に耐えうる制度として確立するため、内容の見直しに向けた検討を進める必要があるものと認識しております。

人事管理で等級ごとの職員数については、予算書の給与費明細書のページをご参照いただきたいと思います。

ラスパイレス指数については、大卒の職員が殆どの国家公務員と高卒が大半の本村職員を比較した場合に、どうしても指数は高く出る傾向にあり、また、比較的若いと言われる職員が管理職職員となっていることも指数を引き揚げる要因になっており、職員構成上の結果と考えており、ご理解を賜りたいと存じます。

総合評価でＢ以上Ｄ以下は６名となっております。

管理職の増加が指数をあげているのではとのご指摘ですが、影響があるものと考え、今後一層の人事管理に努めていきたいと考えております。

登下校の防犯対策

教育長――村全体で子ども達の安全を確保する体制づくりに力を入れる

本多議員

本多議員　近年、通学時の児童生徒を狙った犯罪が、全国的によく報道されております。先月も新潟県において女子児童が犯罪に巻き込まれ帰らぬ人となり一命を失いました。地域住民も犯人が逮捕に至るまで不安な日々を送っておられました。犯人が逮捕されても女子児童は戻る訳もなく、大変痛ましい事件は記憶に新しいと思います。

また、本村においても今年の4月に不審者に声をかけられ逃げたという事例が2度あったと伺っており、悲惨な犯罪に巻き込まれることなく安堵したところです。こんないなかの更別にも例外なくありうるという認識を持たなければいけないと思います。

親御さんにとってはかけがえのない命、村の宝である児童生徒を犯罪から守るため、防犯カメラの設置や街頭指導など防犯対策の一層の強化をすべきと考えるが教育長の所見をお伺いいたします。

教育長　全国では、通学時の児童・生徒が被害に遭う、痛ましい事件・事故が後を絶ちません。

十勝管内においても、不審者と思われる案件が恒常的に通報され、更別村においても発生している状況であります。このため、本村では、様々な事件・事故から子ども達を守るために、村長部局、関連団体との協働のもと、各種防犯体制を確立し、活動を続けているところでございます。

はじめに、児童生徒の防犯対策の取組みとしましては、住民が安心で安全な生活を送ることができるまちづくりを推進することを目的として設置されております「更別村生活安全推進協議会」において、関係機関と住民がともに交通安全、防犯に関する生活安全運動を展開する一環として、救済を求めてきた子どもを一時的に保護する「子ども110番の家」などの防犯啓蒙活動の実施や、園児・児童・保護者に対する活動として、ライト付きホイッスルなどの各種啓発資材の配布や防犯教室の実施、必要に応じ防犯巡回指導などを行っております。

また、教育委員会としても、各学校の代表者で組織する「更別村生活指導連絡協議会」における、生活安全推進協議会の防犯巡回への協力や、生徒指導などの取り組み。各学校や保護者に対する情報の迅速かつ確実な伝達の仕組みとなる「学校情報メールシステム」の導入、見守りボランティア「スクールガード」による通学路の見守りなどを行っており、各学校においても、日頃から登下校時における注意喚起、緊急避難の指導や不審者対応の訓練などを行っております。

通学路等における児童等の安全の確保に関する「北海道の指針及び推進方策」では、安全確保の取り組みとして、学校、保護者、地域住民、警察等の関係機関、周辺施設管理者等の地域の関係者が連携して児童等の安全確保に努めることとしており、本村においても本指針等に基づいた取り組みを進めているところでございます。

更別村における防犯意識は昔から強く保たれ、その対応組織も早い段階から構成され活動を続けてまいりました。このため一部の組織については、活動が停滞していることもあり、学校、保護者、地域が更別村の子ども達をどのように育てるかという目標を共有して、力を合わせて学校の運営に取り組むための仕組み、「コミュニティスクール」での、学校支援の取り組みの一つとして、登下校の見守りのあり方についても検討していく必要があると考えます。

また、防犯カメラの設置については、事件・事故等が発生した場合の有力な捜査資料になるものと考えられますが、本村においては、事件・事故が起こらないための予防策が重要と考えることから、子ども達の登下校における安全指導の徹底と、地域で子ども達を見守り、村全体で子ども達の安全を確保する体制づくりに力を入れていきたいと考えております。

既存事務事業の点検評価と第４次行政改革大綱の策定について

村長―行政改革に向け事務事業の総点検に取り組みたい

上田議員

上田議員 本村の行政改革は、昭和61年度に第１次行政改革大綱が５年間、第２次が平成８年度から16年度までの９年間、第３次が平成17年度から21年度までの５年間、それぞれ実施されてきました。特に第３次の行政改革では、平成の大合併を避けて、自立の道を選択したこともあり、助成金や人員の削減、公共施設等の有料化など、痛みを伴う徹底した整理などが行われた結果、９億６千万円にも及ぶ削減や財政効果があったと報告されています。

以前にも、この問題で質問させて頂きましたが、その時の答弁では、平成30年度からスタートする第６期更別村総合計画を着実に実行するためにも財政シュミレーションの必要性を感じており、第４次の行政改革大綱の策定については、今後検討したいとのことでした。

今年の一般会計の予算を見ますと、総額は、45億１千万円、うち、村税などの自主財源が約30％、国や道などに依存する地方交付税や支出金などの依存財源が歳入の70％を占め、うち、地方交付税は19億６千万円と実に全体の43・５％にもなり、国の借金が１千兆円を超えている中で、今後も国からの地方交付税が安定して交付されるとは思われません。現に３年前の平成27年度と比較して約２億４千万円減額されていることから、行政改革により、ムリ、ムダを省いた事業の展開や、今年度からスタートした第６期総合計画を着実に推進するための財源の確保について、喫緊の課題として取り組む必要があるものと思っています。

今年４月から総務課に管理職１名が増員され、行政改革に取り組むと聞いてますが、事業を推進するにあたって次の点について質問します。

１．事務事業の点検評価とそれに伴う第４次行政改革大綱の策定の必要性について

２．平成26年７月から欠員の村の条例委員でもある行政改革推進委員会の再構築について

３．平成22年度から10年間の時限立法で実施中の更別村住宅等助成事業について、あと２年で終了することになり、８年間の実績は、件数で１１２件、金額で１億円を超えているが、今後、事業の見直しや継続を含めて、再検討する必要があると思うが。

以上、３点について、村長の考えをお聞きします。

村長 これまで本村においては、昭和61年、平成８年・17年と、三度にわたり行政改革大綱を策定し、事務事業の見直しなどに取り組み、成果をあげてまいりました。特に、自立の選択を背景に策定した第三次行政改革大綱は、人件費、各団体への補助金など多くの事務事業を見直すことにより、５年間で、約９億５千万円の行政経費節減を図ったところでございます。

第６期総合計画の策定に当たっては、財政シミュレーションを行い、一定の財政的見通しが見込まれるものと判断しましたが、ここ数年は地方交付税が減額を続けており、一方で人口減少・高齢化の進行などの解決するべき問題・課題は拡大、深刻化し、行政需要は確実に増加することが見込まれております。

このような状況下で質の高い公共サービスを引き続き提供するためには、一層の業務改善の取り組みが欠かせないものと認識しており、総務課に課長補佐１名を増員し、取り組みを進めることとしました。今年度は、健全な財政運営の推進と効率的な行政運営体制の推進を図るため、事務事業の総点検に取り組みたいと考えており、既に、行政改革推進本部の第１回会議を５月16日に開催し、行政改革に向けた議論を開始したところでございます。

なお、来年は、村長選挙が執行されることから、この取り組みを大綱の形とするかは次期執行体制の判断に委ねたいと考えており、大綱策定と判断された際には、現在欠員の行政改革推進委員会委員を選任し、大綱案を諮問することになろうかと思っています。

また、住宅建設等助成金事業は、村内の定住人口の確保と増加、更に街なかの賑わい向上を推進し、地域の活性化を図ることを目的に実施しており、今年５月末現在までの助成金交付実績は、１１８件、１億１千３０９万６千円となっています。

この事業は、一般財源での助成事業でもありますので、今後費用対効果の検証を行い、単に期間延長するのではなく、大幅な見直しについても検討を行い、平成31年度の早い時期に、事業内容を決定しなければと考えております。

農業の課題と振興対策について

村長―農業実習生の研修プログラム等について今年度中に構築する

織田議員

織田議員 更別村の根幹産業である農業は、耕地面積11，000ｈａで土地利用型農業を中心に営農が行われています。農家戸数は年々減少しつつあり、現在は220戸。一戸当たりの平均経営面積は50ｈａを超える大型農業が行われています。しかし将来に向けては、ＴＰＰ、ＥＰＡなどの妥結による影響、後継者不在、労働力不足などの課題も多く有ります。更別村農業推進会議で平成28年11月に行った農家への意向調査（調査票配布２２０戸、回収１６６戸、回収率75％）でも、家族労働力不足、雇用労働力不足が大きな問題となっています。農家でも労働負担の軽減対策としてコントラ利用、ＴＭＲセンター、哺育・育成牛預託施設などを活用した分業、畑作では収穫作業の一部を委託するなどの取り組みも行っています。又、農家個人でも臨時雇用などの対策をとっていますが、夏の期間限定や特定作業時期の雇用が多く、対応に苦労しています。まして、団塊の世代が仕事からリタイヤする5年、10年後には、この労働力不足が現状の経営規模維持、規模拡大に大きく影響してくると思います。労働力不足は農業だけではありませんが、行政として農業労働力支援対策を含め労働力確保にどのような対応を考えているのかお伺いいたします。

次に、経営継承、後継者については約6割の農家で具体的な候補者がいると回答していますが、一方では将来には、営農中止という回答もあり、その中には5年以内の経営中止、規模縮小を考えているという回答もあります。当面は規模拡大の希望も多くありますので農地利用の心配はないと思われますが、10年、20年後を考えると、農家戸数の減少、それに伴う農地流動化については大きな不安があります。その対策として、共同経営による法人化をしてメガファーム的な大規模経営ですが、自己完結型農業で農業基盤を築いてきた更別の農業経営者にはなじまず、それよりも農作業の一部の共有、委託、分業を進める必要があると思います。又、新規参入については、今、更別の平均的な営農を行うとなると、初期投資額はかるく1億円以上必要となり、これは新規参入者にとっては大きな負担となります。今後の新規参入については営農類型の検討、あるいは農業経営者の移住推進などを含めて内容を見直す必要があると思います。

それと、更別の農業収入は道内でもトップクラスであり、農業の魅力や子育ての充実など住み良い更別を積極的にアピールして、農業へのUターンを振興する対策を課題の一つとして新しく取り組んでいくことも必要だと思います。

村長の考えをお伺いいたします。

村長 一点目の農業労働力支援対策を含めた労働力確保については、平成28年に行った農家意向調査の結果も踏まえ、農作業の分業化、外部委託に資する取り組みを支援することとし、哺育・育成牛預託施設整備やコントラクター支援事業を実施しているところです。

雇用対策については、地元雇用促進事業による正規従業員への賃金助成を継続しているほか、無料職業紹介所の開設により雇用の結び付けを行う体制を整えております。

二点目の経営継承、後継者対策についてですが、農家意向調査の結果を踏まえ、農業担い手育成センター及び酪農畜産クラスター協議会において、新たな農業担い手対策の原案を作成したところです。

方向性としては、実習生の受入可能農家を「研修農場」に位置付け、担い手育成センターが主体となって、実習生を受け入れし、実習期間終了後に就農へ結び付けていきたいと考えておりますが、新規参入者への農地流動化については、規模拡大意欲をもたれている既存生産者の理解も必要であり、慎重に対応を進めたいと考えております。また、具体的な研修農場の選定や研修プログラム等については、今年度中に構築することとしております。

現行の就農支援制度につきましては、かねてからご指摘いただいておりますとおり、ハードルの高いものとなっておりますので、実現可能な就農の後押しとなる制度とするよう、あわせて見直しを進めてまいります。

ご提案にあります「更別農業のアピール」や「農業へのUターン」を視野に入れた取り組みにつきましては、新たな担い手対策を進める中で考慮してまいりたいと考えております。

「旧試験圃」跡地一帯の再活用のための新たな条例制定の必要性について

村長――農業振興を目的とした活用を中心に検討するが条例の制定は必要に応じて検討する

安村議員

安村議員 村の第6期総合計画の策定に伴い、本年度より計画実現に向け着実に前進を図る事が大変重要になって来る訳ですが、人口減少・少子・高齢化が現実化している中、小さな村ならではの構想理念を加え、住民参画による連携や協働の取り組みにより「住みたい　住み続けたいまち」づくりの実現を目指すとしているが、それら施策実現への具体的根拠づけにおいても旧試験圃跡地一帯の再利用計画樹立はとても重要と思われる。

昨年まで試験栽培品目も限定的ながら実施し、トラクターBAMBAレース会場としての活用実績はあったが、本年以降の具体的活用が平成30年度事業方針において示されず、このままでは管理体制、環境保全維持からも課題が生ずるのは明らかです。

ここは、第6期総合計画の実施実現のためにも、更別村ふるさと館管理条例なども含め施設用地周辺全体の利活用方針の具現化を図り、最も有用かつ将来の村づくりのガイドラインとなるような発想立案が必要と思われるが。そのような考えに基づく新たな条例制定の必要性もあると強く感じている訳で、その思いを含め質問致します。

①旧試験圃は農業新技術導入の適応性を図る目的として設置。その役目も終え、現状は、圃場・施設・ハウス等が遊休化、かつ本年からはトラクターBAMBA休止と相俟って今後の活用について現状どのような検討或いは対策を図ろうとしているのか。

②確たる利用目的の検討もなく、その時々においての流用を暗黙のうちに容認して来ている現実にあり、早急に再利用計画作成樹立に向けた対応が必要ではないか。

③村第6期総合計画において多くの課題定義がなされ、今後10年間での課題解決策として今一度、旧試験圃場周辺用地を含め全体の利活用につき検討を図ると共に、将来の村づくり構想の一環とすべく新たな発想を以って、条例制定による対応も必要ではないか。

村　長 旧試験圃の運営については、新規作物の導入など農業振興のため有効な活用を図ってもらいたいという思いで、関係機関と協議を重ねてまいりましたが、積極的な利用提案がない中で、小規模な試験や試験希望者への貸付を行っているところです。

昨年は、JAのカボチャハーベスター性能試験用栽培や普及センターの牧草栽培試験が行われたほか、平成27年度から貸し付けていたエゴマの試験栽培につきましては、当初の予定期間が終了し、この春に後処理をして返却していただいたところです。現在は、熱中小学校のピザプロジェクトでの小麦試験栽培、普及センターの牧草栽培試験が継続して行われております。

現在は圃場管理を行う職員を配置していませんので、いずれも管理可能な小規模の利用となっているところです。また、圃場の一部を植栽用苗木の仮養生場所として、森林組合に臨時的に貸付しています。試験利用がない部分については、地力維持のため緑肥作物を作付する予定であります。また、ハウスにおいては、推進会議において、平成29年度から実施しているケールの無加温栽培試験を継続して行うこととしております。

現状、すべての土地が有効に活用されていないのは、ご指摘のとおりでございますが、一点目の質問につきましては、現在、検討を進めている新規就農者対策における研修生の作業機械の練習場としての活用も考えており、研修プログラムの構築にあわせて整理したいと考えております。

また、トラクターBAMBAに使用していた箇所につきましては、ふるさとプラザのイベント広場に隣接していることもあり、これまでも大収穫祭での臨時駐車場として活用しておりましたが、トラクターBAMBAの開催見送りとなった原因でもありますジャガイモシストセンチュウまん延防止にも配慮しながら適正な管理に努めたいと考えております。

二点目の早急な再利用計画の樹立についてですが、農業振興を目的とした活用を中心に、先ほどお答えした新規就農対策を含め、検討してまいりたいと考えておりますが、検討を進めていく中で、農業振興上の有効な活用が図られないと判断した場合は、三点目の質問のお答えになりますが、新たな土地利用の方法も含め検討しなければならないと考えております。これに伴う条例の制定につきましては、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

委員会レポート

総務厚生常任委員会

▼調査事項

障がい者福祉について

▼調査期日

5月17日

▼調査結果

更別村の「第4期いきいきふれあい計画」は、すべての住民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与し、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業、障がい児通所支援、入所支援、相談支援体制の確保を総合的、計画的に図る事を目的として作られ、この計画は「第6期更別村総合計画」、「更別村第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「更別村子ども・子育て支援事業計画」等との整合性を図りながら障がい者福祉を推進するための基本理念や考え方を平成30年度から平成32年度までに定める計画としています。

関係機関との連携支援体制の充実、日中活動支援事業の実施や障がい者に対する就労実施を推進してきた中で今後の課題と取り組みについて以下の説明を受けた。

①幼児期には子育て応援課に子育て世代包括支援センターを設置し、障がいの早期発見、療育、障がいを持つ子どもに関する相談支援体制の充実と関係機関による情報連携を図っていく。

②成人期の日中活動支援事業は将来的に事業を実施する場所のあり方の検討をする。

③障がい者就労支援事業所の利用促進は事業の安定的な運営が図られるよう配食サービスのための弁当づくりを委託していく。

④糖尿病等生活習慣病の重症化予防は国保診療所との連携による支援体制や保健指導の枠組みを構築する。

⑤障がい者の就労環境の整備と支援、障がいの原因となる疾病の重症化予防と障がいに対する理解の促進をしていく。

⑥障がい者が在宅で暮らすことができる住まいの確保が求められ、CCRC（更別村生涯活躍のまち基本構想）の策定に合わせ、グループホームの整備を検討していく。

計画の基本的な考えはまとまっているが、更別村には10年越しの課題を抱えるリラクタウン構想があり、課題解決に向けては、構想を今の更別村に本当に必要なものは何かを改めて整理し、課題をのりきるための計画にする必要がある。

CCRCの策定に向けリラクタウン構想とも密接な関係がある事から関係課と連携しながら第5期いきいきふれあい計画に向けては実施できる環境整備が必要で住民と合意形成しながら創り上げていくことが求められる。

また、就労施設運営上、全道でも多数のA型就労支援事業所は赤字経営であるという事を踏まえるとただ造るのではなく、更別村としての創り上げが重要で安定的な運営としても考えていかなければならないし、現在取り組んでいるB型就労支援事業所の弁当委託等内容や販路拡大への推進も必要である。

更別村として意思、方向性を示した計画を思考し更別に必要不可欠な新しい事業として進めていく事が求められる。

先進地調査

▼山形県高畠町議会を視察しました。

6月18日から20日にかけて山形県内の高畠町議会を訪れ、熱中小学校事業の取組みなどについて調査致しました。

高畠町は人口2万3千882人（H27国調）、山形県の南東部に位置する米、ラ・フランスをはじめとする果樹を特産品とするまほろばの里をイメージする町です。

高畠町は本村でも開校している熱中小学校を最初に取り組まれた町であり、本事業を積極的、先進的に取り進める町でもあります。

今後この事業が自立・自走に向けて取り組むことが求められる中で、本村議会としても先進的に事業に取り組む高畠町の状況、議会の対応状況を調査することにより、事業への円滑な対応が図れるものと考えられます。

調査では、熱中小学校事業の実施に至る高畠町屋代地区の変遷状況、事業実施により運動会やお祭りの再開など地域の人との繋がりによる地域振興への手応えなど貴重な話を聞くことができました。

先行する高畠町ですが自立・自走への体制づくりは試行段階であり残りの期間での達成に向けた取り組みが重要であるともお聞きしました。

調査の結果は今後の議会活動に活かしてまいります。

9月定例会（予定）

9月11日開会

議会は公開しています。
いつでも傍聴できます。

◆議会を傍聴しませんか◆

議会の会議は、本会議、各常任委員会とも公開しています。今、何が行政課題となっているか、議員の活動を通じて知っていただくために、ぜひ一度、傍聴においでください。受付簿に住所、氏名、年齢を記載していただければ、自由に傍聴できます。会議の日程は変更する場合がありますので、詳しくは議会事務局までお問い合わせください。

問合せ先　議会事務局　☎52-2117

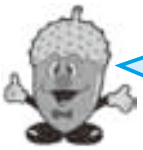

議会議員と懇談しませんか？

議会では、村政全般にわたって村内の団体等と意見交換を行うため、議会懇談会を開催しています。

皆さんからいただく貴重なご意見は、議員活動の参考とさせていただきます。

議会事務局までお気軽にご連絡ください。

議会事務局（TEL 52－2117）

議会日誌

5月

7日　議会運営委員会
7日　第2回議会臨時会
16日　仁木町議会総務経済常任委員会研修視察
17日　総務厚生常任委員会
17日　南十勝町村議会正副議長懇話会に議長・副議長出席
18日　更別村商工会通常総会に議長出席
19日　更別村農業協同組合通常総会に議長出席
21日　とかち広域消防事務組合議会、十勝圏複合事務組合議会、十勝中部広域水道企業団議会に議長出席
24日　更別消防団春季消防演習に議長出席
25日　十勝圏活性化推進期成会文教福祉委員会に議長出席
26日　更別中央中学校体育祭に議長出席
28日　議会運営委員会
28日　全員協議会
29日　更別森林組合通常総会に議長出席
30日　更別農業高等学校教育振興会総会、更別農業高等学校環境整備促進期成会総会に議長出席

6月

4～7日　第2回議会定例会
10日　上更別小学校・幼稚園合同運動会に議長出席
10日　更別小学校大運動会に副議長出席
12～13日　北海道町村議会議長会総会に議長出席
18～20日　山形県高畠町先進地調査に全議員出席
26日　議友会総会に議長出席
27日　更別村高齢者運動会に議長出席
27日　東北海道学校農業クラブ連盟意見発表大会に議長出席

7月

2日　更別幼稚園運動会に議長出席
3日～4日　北海道町村議会議長会議員研修会に全議員出席
13日　更別村戦没者追悼式に議長出席
13日　JA創立70周年記念式典に副議長出席
14日　更別農業高等学校更農祭に議長出席
15日　どんぐり保育園生活と運動遊び会に議長出席
22日　自衛隊帯広地方協力本部創立62周年記念行事に議長出席
25日　議会運営委員会（広報）
27日　十勝地区身体障がい者スポーツ大会に議長出席
27日　どんぐり子ども交流事業入村式・対面式に議長出席
30日　十勝圏複合事務組合議会、十勝中部広域水道企業団議会に議長出席
30日　東松島市議会市民クラブ行政視察に議長出席

編集後記

▼大阪府北部で6月18日に発生した震度6弱の地震は、登校中の小学4年生の女児が崩れたブロック塀の下敷きになり亡くなるなど大きな被害が出ています。被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。十勝地方でも巨大地震の起きる確率が上昇しています。更別は立地条件に恵まれ災害が少ないといわれていますが、改めて安全確認を行う必要性を感じます。

▼7月より「子育て世代包括支援センター」が開設されました。保健師に加えて助産師などの専門職も新たに配置され、妊娠から育児までの一括支援体制が整い、子育て支援の充実が期待されます。

▼順調に進んでいた農作物の生育も6月中旬以降の低温と日照不足、その後も天候不順が続き懸念はありますが、一日も早い天候回復を願うと共に、平年を上回る豊穣の秋になることを期待します。

▼議会に対して皆様のご意見ご要望を頂ければ幸いです。

（織田委員　記）

ともにつくろう　みんなの夢大地　さらべつ議会

2018年8月10日発行（年4回発行）

■発行　更別村議会　■編集　更別村議会運営委員会
〒089-1595 北海道河西郡更別村字更別南1線93番地
TEL 0155-52-2117 FAX 0155-52-2812

No.165号